

鯖江市神明小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和5年4月1日 改訂
令和6年4月1日 改訂
令和7年4月1日 改訂

学校教育目標「自立心に富んだ共に学び合う子の育成」を具現化するため、児童の活動の基盤となる「あたたかな学級づくり」を中核とし、保護者・地域社会から信頼される学校を目指しています。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを、児童が十分に理解することが大切です。

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめ防止にかかわる基本理念および責務を明らかにするとともに、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりの児童が、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心を育てる教育」を重視します。
- (2) 本校は、全ての児童が、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを知りながら放置しないこと、いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを十分に理解できるように指導します。
- (3) 本校は、いじめをなくすことを目的に、あらゆる機関と連携して、いじめ防止の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、いじめを受けている児童と、一定の人間関係にある児童が、心理的または物理的に影響を与えること（インターネットを通じて行われるものを含む）で、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じている状態をさします。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- 自己有用感を感じられる教育
一人ひとりの良い面に目を向け、学校生活のいろいろな場面でそれぞれの良さを引き出すことで、互いに認め合う気持ちを育てるとともに自己有用感を高めます。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進めることで、相手の人権を尊重し、自他を大切にしようとする態度を育てます。
- 体験活動の推進と縦割り活動の充実
集団宿泊体験やボランティア活動、また縦割りによる清掃活動や集会活動を通して、児童の結びつきを深め、互いに認め合い助け合う心を育てます。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた道徳教育を計画的に行うことで、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心、規範意識等を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

誰にでも楽しく分かる授業をめざして、日々の授業研究に努めます。

○ポジティブ教育の推進

児童の実態に合わせてポジティブ教育を行い、児童の自己有用感や学級への適応感を高め、いじめや不登校を未然に防ぎます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異学年交流を通して、児童の良い面を積極的にみつけほめることで自己有用感を味わうことが出来るようにします。また、日常生活の中で、一人ひとりが認められ励まし合う学級の風土をつくります。

○特別な配慮が必要な児童に対する配慮を工夫した支援

(4) いじめの早期発見

○児童の日常生活の注視

児童の日常生活の変化を観察したり、児童とのふれあいの時間を積極的にもったりすることで、児童のいじめや問題行動等の早期発見に努めます。

○生活アンケートの活用と教育相談の充実

毎月一度、児童が日々の生活をふりかえるための生活アンケートを行い、必要に応じて個別懇談を行います。また、学期に1度、担任が全員の児童に個別懇談を行ったり、保護者と児童と一緒にいじめ早期発見チェック表に回答する中で、いじめの早期発見や好ましい人間関係の構築に努めます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や保護者アンケートを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、「家庭・地域・学校協議会」の委員の方々や各種関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見落とさず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応と情報の共有化

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の職員で抱え込まず、職員全体で速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」によりいじめ対応策を検討し、被害児童を守ります。

○被害者・加害者児童への対応

いじめを受けた児童やいじめを報告した児童への心のケアや安全の確保を行うとともに、いじめたとされる児童に対しても事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家や警察や児童相談所、民生児童委員、医療機関等と連携を取りながら、早期解決に向けた方策を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。

②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対応

○いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときには、次の対応を行います。

・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめ防止に関しての指導の方策等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、SC等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間計画の作成
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる子」を育てるための活動計画および実践とふりかえり
・いじめが起きない学校、学級づくりのための「心の居場所づくり」

- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画，及び取組の点検
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・教育委員会や関係機関等との連携
- ・いじめ対応サポート班等からのいじめに関する情報の集約と共有化
- ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組の点検
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

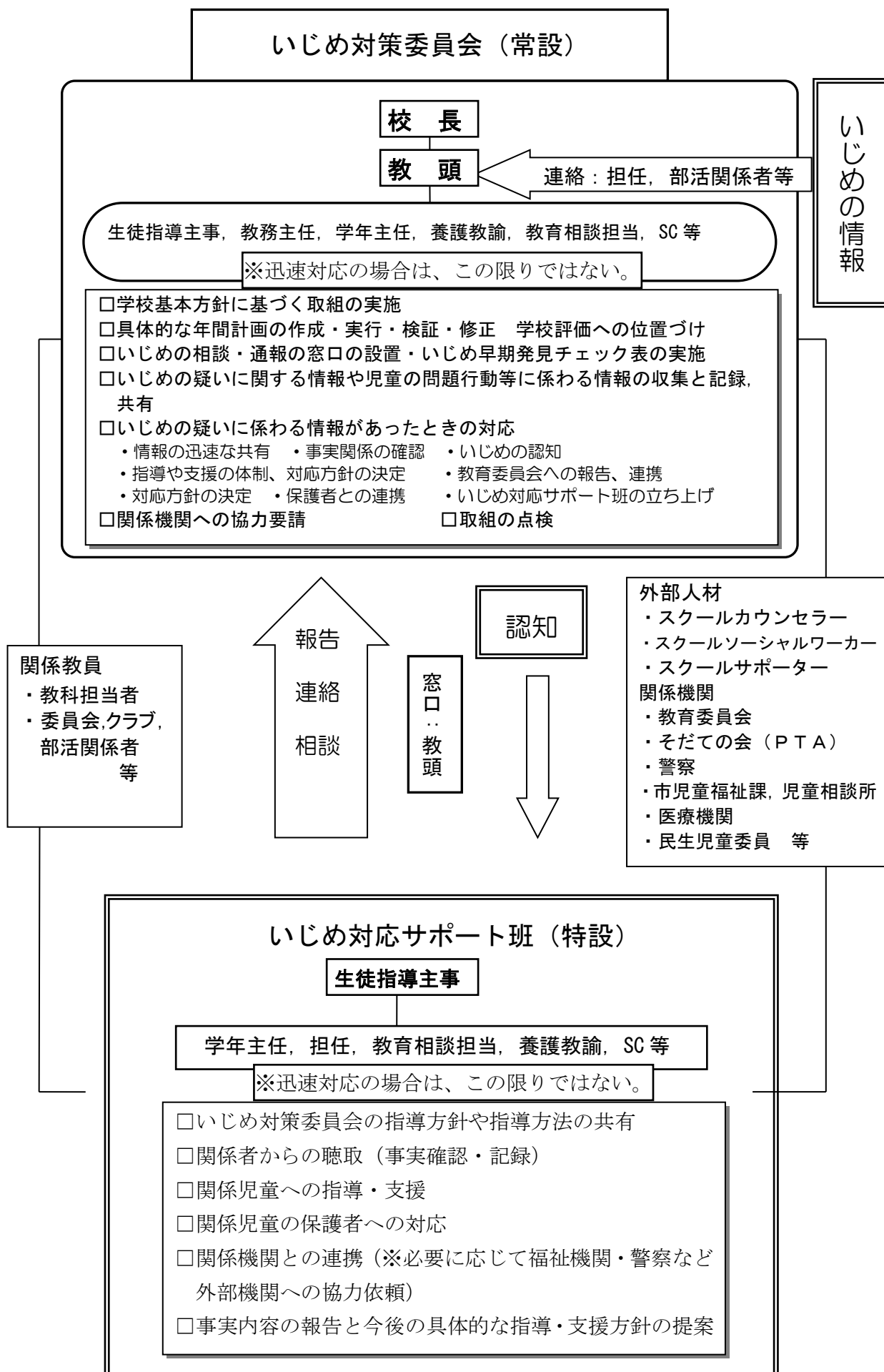
(2) いじめ対応サポート班

いじめが発生したときには、「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事，学年主任，担任，教育相談担当，養護教諭，SC 等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・関係者からの聴取等による情報収集、記録
 - ・継続的な観察
 - ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
 - ・被害児童やその保護者への継続的な支援
 - ・加害児童への指導やその保護者への説明
 - ・SC，SSW 等の外部人材、警察、児童相談所等との連携

(3) 組織図（次ページ参照）



5 いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔4～7月〕

鯖江市神明小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 - 基本方針の確認 - 年間計画の策定 ↓ 職員会議 - 年間計画の周知 - 教員の共通理解 ↓ PTA 総会 - 基本方針の公表 学級経営（いじめ対応） いじめ対応サポート班 - いじめが起きたときに即対応する。	学級開き いじめは、絶対に許されない行為であることを示す。 縦割り活動スタート - 清掃活動の開始 - 絆づくり - リーダーの育成 学校生活アンケートの実施①					
5月	校内研修 - 道徳教育，人権教育等の年間計画の作成及び職員間の共通理解 職員会議 - 学校生活アンケートの見直し - いじめや問題行動等の情報交換（毎月）	校内体育大会に向けての準備 - 各委員会で協力して，担当した係の準備をする。 5，6年生は応援練習の中で，リーダーの育成を行い，自己有用感を育てる。 - コミュニケーション能力・ソーシャルスキルの育成 学校生活アンケートの実施②					
6月	授業研究（研究授業） - 授業改善 - 学習規律 - コミュニケーション能力の育成 子どもの居場所づくりを意識した授業のあり方や誰もが分かる授業の工夫を行う。	ふるさと学習 エンカウンターまたはポジティブ教育を取り入れた学級づくり① 授業公開 町探検 - 体験的活動 - グループ活動 弁護士を活用したい いじめ予防授業（6年） 学校生活アンケートの実施③ 教育相談週間（個人面談） いじめ早期発見チェック表の実施①					
7月	アンケートの分析 - アンケート結果を分析し，未然防止に生かす。 保護者会 - 情報や意見収集 - アンケート結果をもとに個々に対応する。 いじめ対策委員会 - アンケートの分析をもとに振り返り，2学期に向けて重点事項を決定する。	ひまわり教室（5・6年） - ネットモラル等 学校生活アンケートの実施④ 宿泊体験学習（5年生） - 体験的な活動 - 仲間づくり - リーダーの育成					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
8月	いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取組と教職員の意識点検	校外巡視（児童館との連携） ・夏季休業中の子どもの生活状況の把握 ・保護者との連携 奉仕作業・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
9月	情報発信 ・アンケートの結果と2学期の取組を学年通信等で発信する。 いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握。	学校生活アンケートの実施⑤ ポジティブ教育					
10月	人権教育 ・人権教育に関する校内研修を行う。	市連合体育大会 ・種目練習 ・仲間意識の育成 ・自己有用感の育成 学校生活アンケートの実施⑥ にこにこふれあい学級 家庭での親子読書 ・親子の絆づくり 学校公開					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握。 授業研究（研究授業） ・授業改善 ・学習規律 ・コミュニケーション能力 子どもの居場所づくりを意識した授業のあり方や誰もが分かる授業の工夫を行う。	エンカウンター、ポジティブ教育を取り入れた学級づくり② ポジティブ教育 学校生活アンケートの実施⑦ 教育相談週間（個人面談） 新1年生を迎える会 ・新たな仲間作り ・異校種交流 いじめ早期発見チェック表の実施② 体験学習 ・体験的な活動 ・グループ活動 ・リーダーの育成 修学旅行 ・体験的な活動 ・自主的活動 町探検 ・体験的活動 ・グループ活動					
12月	保護者会 ・情報や意見収集 ・アンケート結果をもとに個々に対応する。 アンケート⑦の分析 ・アンケート結果を分析し、未然防止に生かす。 ・1学期との比較	ひまわり教室（2・3・4年） ・金銭教育・ゲーム課金等 年賀状交流（3年） ・一人暮らしのお年寄りに年賀状を送り交流する。 学校生活アンケートの実施⑧					

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・2学期の振り返り ・3学期に向けて 職員会議 ・重点事項の確認	校内なわとび記録会 ・感謝の気持ち ・絆づくり					
	情報発信 ・3学期の取組を学年通信等で発信する。	学校生活アンケートの実施⑨					
2月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握。	学校生活アンケートの実施⑩					
	アンケート③の分析 ・アンケート結果を分析し、未然防止に生かす。 ・1年間の比較	いじめ早期発見チェック表の実施③					
3月	学級編制作業	教育相談週間（個人面談）					
	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し 職員会議 ・課題の確認 ・計画の確認	児童集会 6年生を送る会 ・感謝の心 ・新リーダーの育成 ・交流給食 ・絆づくり					
3月		校内奉仕活動 ・学校に感謝して					
		学校生活アンケートの実施⑪					
3月		町内子ども会（新しい集団登校班を編成） ・下学年を思いやるとともに、上学年から学ぶ姿勢 ・次期6年のリーダーとしての意識の高まり・意欲の向上をめざす					